

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

①弟子屈町の概要

弟子屈町は北海道釧路地域の北部内陸に位置し、千島火山帯に属する高原地帯で、透明度において世界有数の摩周湖、日本最大級のカルデラ湖の屈斜路湖をはじめ、豊かな自然に恵まれており、行政面積の65%が阿寒摩周国立公園に指定されている。

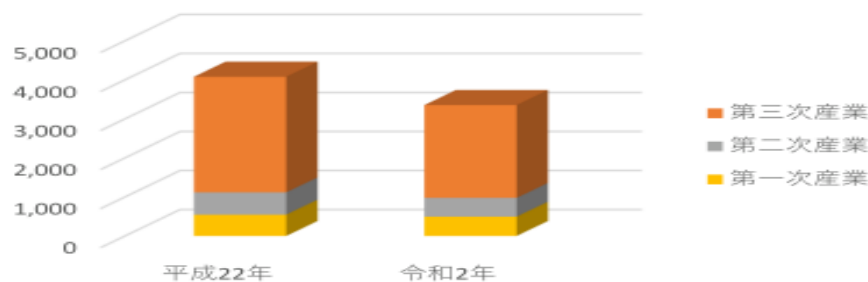
今なお豊富に湧き出る温泉を利用した観光産業が中心となって発展し、現在は屈斜路湖沿岸や釧路川流域などにおいて酪農を中心とした農業も盛んとなり、観光とともに本町の基幹産業を担っている。

②弟子屈町の人口構造

弟子屈町の人口は、昭和35年の国勢調査で13,262人を数えたが、令和2年の国勢調査で6,955人、令和7年12月末現在の住民基本台帳人口では6,327人まで減少している。人口における15歳から64歳までの生産年齢の割合は約50.6%、65歳以上の高齢者が約41.8%となっており、今後も少子高齢化による生産年齢人口の減少、高齢者人口の増加が予想されている。

産業別人口を平成22年と令和2年の国勢調査で比較すると、総数では4,080人から3,355人と17.8%減少しており、特に約7割を占める第三次産業においては、2割近く減少している。

産業別人口（弟子屈町）

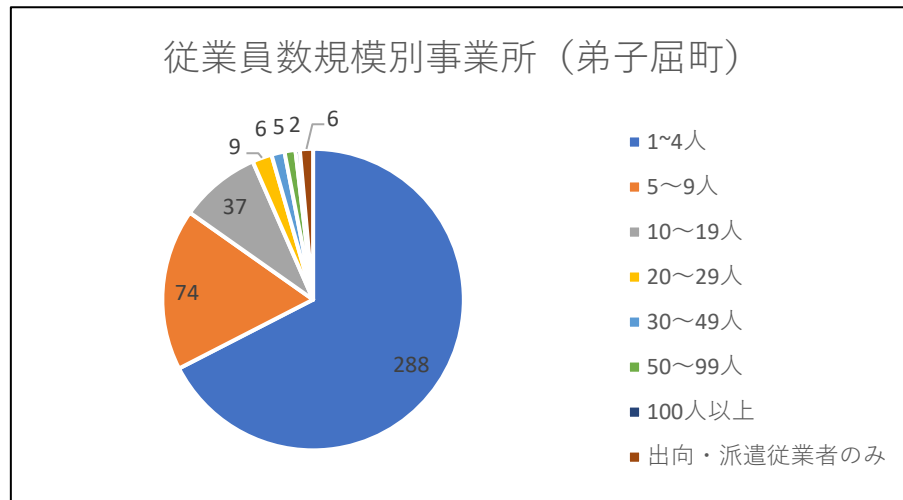


	平成22年	令和2年	増減率
第一次産業	546	494	-9.5%
第二次産業	571	482	-15.6%
第三次産業	2,963	2,379	-19.7%
合計	4,080	3,355	-17.8%

出典：平成22年・令和2年国勢調査

弟子屈町の事業所数は、令和3年経済センサス活動調査において全体で427事業所となっており、その内従業員数が4人以下の事業所が67.4%を占める。また、全体の98.4%が49人以下の事業所であり、そのほとんどが中小企業者である。

また、平成28年経済センサス活動調査時の470事業所から43事業所が減少しており、少子高齢化や人口減少、事業所の高齢化等による担い手不足や設備の老朽化などの影響により、さらに減少することが予想される。



出典：令和3年経済センサス活動調査

(2) 目標

弟子屈町の中小企業は、少子高齢化による担い手不足に加え、所有設備の老朽化が深刻であり、生産性の抜本的な向上や人手不足等に対応した事業基盤の構築、担い手対策などを支援していくことが喫緊の課題である。

このため、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、弟子屈町内の中小企業の先端設備等の導入を促進する。これを実現するため、計画期間中に3件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

弟子屈町の基幹産業である観光業や農林業、また、基幹産業に関連する製造業や卸小売業、サービス業など多様な業種が弟子屈町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性の向上を実現する必要がある。このため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等とする。

ただし、太陽光発電設備については、町内への経済波及効果及び雇用の創出が希薄であることから、対象外とする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

弟子屈町内の全ての中小企業が設備投資を行いやすい環境を整備することで、労働生産性の最大限の向上を目指すことから、本計画の対象地域は、町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

弟子屈町内の中小企業は、業種を問わず労働生産性の向上が伸び悩んでおり、各産業で広く生産性の向上を実現する必要がある。

また、生産性向上に向けた取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT化導入による業務効率化、省エネの推進など多様であるため、本計画において対象とする事業は、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業全てとする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和8年2月27日から令和10年2月26日までの2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

(2) 公序良俗に反する取組や反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(3) 町税等を滞納しているものの先端設備等導入計画は、認定の対象としない。

(4) 弟子屈町外の中小企業が町内で新規に事業を行うために先端設備等を導入する場合は弟子屈町の経済、雇用を支えるもののみを認定の対象とする。